

諮問事件第47号

「一、〇〇市長の公金流用の件。① 群馬県が〇〇市に負担した介護給付費が偽造ケアプランの介護サービスに支払われていますが、群馬県が対応しない理由が分かる情報。」の個人情報不存在決定に対する審査請求に係る答申書

群馬県個人情報保護審議会

第1 審議会の結論

群馬県知事が、本件請求に係る個人情報が存在しないとした決定については、県の代理人から請求人あて送付した文書の県が保有する写し（以下、「本件公文書」という。）に記録された個人情報を特定し、改めて開示決定等をすべきである。

第2 諮問事案の概要

1 個人情報開示請求

審査請求人（以下「請求人」という。）は、群馬県個人情報保護条例（平成12年群馬県条例第85号。以下「条例」という。）第12条第1項の規定に基づき、群馬県知事（以下「実施機関」という。）に対し、平成29年9月1日付けで、「一、〇〇市長の公金流用の件。① 群馬県が〇〇市に負担した介護給付費が偽造ケアプランの介護サービスに支払われていますが、群馬県が対応しない理由が分かる情報。」について、自己の個人情報として開示の請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、平成29年9月14日に、本件請求に係る個人情報について存在しないことを確認し、個人情報不存在決定（以下「本件処分」という。）を行い、不存在の理由を次のとおり付して、請求人に通知した。

（不存在の理由）

請求内容に関する個人情報の取得及び資料の作成はしていないため。

3 審査請求

請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第5条の規定に基づき、平成29年9月21日付けで、本件処分を不服として、実施機関に対して審査請求を行った。

4 弁明書の送付

実施機関は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の規定に基づき、平成29年10月16日付けで弁明書を作成し、その副本を請求人に送付した。

5 反論書の提出

請求人は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第30条第1項の規定に基づき、平成29年11月1日付けで反論書を作成し、実施機関に提出した。

6 諮問

実施機関は、条例第26条の規定に基づき、群馬県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に対して、平成30年2月27日、本件審査請求事案（以下「本件事案」という。）の諮問を行った。

第3 請求人の主張要旨

1 審査請求書における主張

- (1) 群馬県知事は個人情報不存在の理由を「請求内容に関する個人情報の取得はしていないため」としているが、請求人は、請求内容に関する〇〇市長の公金流用事件の報告を既に群馬県知事にしているものであり、事実を故意に否認している。
- (2) 群馬県知事は、個人情報不存在の理由を「資料の作成をしていないため。」としているが、群馬県知事は、〇〇市長の公金流用事件に関する請求者の個人情報を含む資料を作成して、群馬県の代理人に提供している。そして群馬県の代理人は、群馬県知事から提供された資料を基に請求人に対し、〇〇市長の公金流用事件について記した文書を送り付けている。当該文書を審査請求書に証拠として添付する。
- (3) 介護保険法において、都道府県は市町村に対して介護保険の財源として公費を負担する立場から都道府県の役割として、介護保険法第5条第2項「都道府県は、介護保険事業の運営が健全かつ円滑に行われるように、必要な助言及び適切な援助をしなければならない」という規定がある。
- (4) 資料を作成していないなどと事実を故意に否認することを理由に挙げることは、〇〇市の介護保険事業の運営が健全かつ円滑に行われるように、〇〇市長に対し、必要な指導・助言を怠っていることを意味しており、群馬県知事が介護保険法第5条第2項に違反することになる。

2 反論書における主張

- (1) 群馬県は、県の代理人が請求人に送った文書に「〇〇市長の公金流用事件」に対して「県が対応しない理由が分かる情報」が記載されていると主張しているが、「群馬県が介護保険法に違反する理由」が記載されているだけである。
- (2) 県は介護保険法第5条第2項に規定された都道府県の責務に反し、必要な助言を怠り、「対応」していないから、請求人が「県が対応しない理由が分かる情報」を求めているのである。
- (3) 仮に、請求人が提起した司法判断を待ってから対応するというのであれば、それは「対応」ではなく「単なる事務手続」に過ぎない。
- (4) 現在、「〇〇市長の公金流用事件」に対応しているのは請求人であり、仮に、請求人が訴訟を取り下げた場合には、県の代理人が請求人に送った手紙に記載されている「司法判断に即して適切に処理する。」ことは絵餅となっしまい、「県が対応しない理由が分かる情報」には当たらない。

第4 実施機関の主張要旨

1 弁明書における主張

- (1) 請求人は、〇〇市長が公金を流用したとする情報提供を知事宛に行っているが、この「〇〇市長の公金流用事件」に対して「群馬県が対応しない理由がわかる情報」に関して、群馬県が保有する請求人を本人とする個人情報の開示を求めていると特定した。
- (2) 条例第12条では、「何人も、実施機関に対し、公文書に記載されている自己の個人情報の開示の請求をすることができる。」と規定されている。
条例第2条第6項において「公文書」とは、「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。」とされている。
- (3) また、条例第17条第2項では、開示請求に係る個人情報を保有していないときには、開示しない旨の決定を行う旨が規定されている。
群馬県個人情報保護条例において開示請求に係る個人情報が不存在であるということは、開示請求に係る個人情報を記録している公文書を保有していないということである。
- (4) この請求に係る個人情報を特定するために必要な事項は、「群馬県が〇〇市に負担した介護給付費が偽造ケアプランの介護サービスに支払われていますが、群馬県が対応しない理由が分かる情報」であるが、当該公文書の収集及び作成を行っていないため個人情報についても不存在である。
- (5) 介護保険法等に関する不正が行われているとの通報については、介護高齢課で通常業務の一環として受け付けているところであり、その内容に応じて対応が決まるものである。事実の確認が困難であるなどの事情により現実として通報に対応しないことはあるものの、その場合であっても、対応しないという意思決定を明示的に行うことはほとんどなく、したがって対応しないという理由を記載した文書が作成されることはあまりない。
- (6) 審査請求人の主張についても、施設サービス費の給付及び関係施設の監査権限については〇〇市にあることから、県としては〇〇市の事実確認に応じて、必要な対応をとるところであるが、現状では、係争中ということもあってその事実も確定していないことから、現時点では対応しないとの意思決定を行っているわけではなく、したがって、対応しない理由を記載した文書も作成されていない。なお、今後、前提となる事実関係が変われば、県として何らかの対応をとることは否定できない。
- (7) 審査請求書における趣旨及び理由の記載からは、A「〇〇市長の公金流用事件」に関する個人情報の開示を求めるもの、あるいはB「〇〇市長の公金流用事件」に関し「群馬県が対応しない理由」を開示するよう求めるもののいずれかであると理解できる。
- (8) 開示請求書の記載からは「〇〇市長の公金流用事件」全般に関して審査請求人の個人情報を請求しているとの趣旨ではなく、「〇〇市長の公金流用事件」

に関する情報のうち「群馬県が対応しない理由が分かる情報」に含まれる審査請求人の個人情報を探求しているとの趣旨しか読み取れないので、Aの趣旨であると理解すると、審査請求の趣旨及び理由としては失当である。

- (9) Bの趣旨であると理解すると、(4)ないし(6)と同様の理由により棄却すべきである。
- (10) また、Bの趣旨であると理解する場合に、県の代理人が請求人に送った文書に「県が対応しない理由」が記載されているにもかかわらず、県は当該文書を開示していないと理解することのできる主張があるが、代理人弁護士としては、一般論としての説明を述べた上で現時点での見解を強調しているところであり、県として請求人の主張に対応しない、と意思決定したのではなく、また、代理人も前提となる事実関係が変わることによって県の対応が変わり得ることを当該文書に明記している。こうしたことから、当該文書に「県が対応しない理由」が記載されているとの請求人の主張は当たらない。

2 口頭説明における主張

- (1) 「対応しない理由が分かる情報」ということで、一般的に県に対する介護報酬の不正請求や虐待があるという通報は多くあり、その一件一件について「対応しない」という意思決定をするということは通常は行わないので、「対応しない理由」という意思決定の文書を作成することは通常はない。請求人の件についても他の案件と同様に取り扱っているので、「対応しない理由」というものは意思決定もしていないし、文書も作成していない。
- (2) 審査請求書に添付して提出されている、県の代理人弁護士から請求人あてに発送した文書があり、これが群馬県が対応しない理由が分かる個人情報にあたるのではないかと主張がなされているが、当該文書は、代理人弁護士が一般論として申し上げているだけで、読んでいただければ「事情の変更により対応する」という文言が入っているので、これをもって「対応しない理由」にはならないと考えている。
- (3) 介護保険法第5条第2項は、一般的な事項を定めたのであって、個別の事項について何らかの助言指導をすることができることを決めたものではないと考えている。
- (4) ○○には○○市が許認可と指導監督権限を持っていて、県とすると、告発をするような事実関係を把握する権限はないが、状況が変わり、告発すべき状態となれば、告発をするということはありうるので、県の代理人弁護士から請求人あてに発送した文書ではあくまで一般論として刑事告発をすることについて述べているのみで、本件に関して告発をしないとか、働きかけをしない等という意思決定を行ったのではないと考えている。

第5 審議会の判断

1 本件請求に係る個人情報について

本件請求に係る個人情報について、実施機関は、請求人が知事あてに情報提供

を行った「〇〇市長の公金流用事件」に対して「群馬県が対応しない理由がわかる情報」として特定し、不存在とする決定を行った。

これに対し請求人は、事実を故意に否認しているとして、決定を取り消し、「〇〇市長の公金流用事件に関し群馬県が対応しない理由」を開示すべきとしている。

したがって、以下、本件請求に係る個人情報の保有の有無について検討する。

2 本件請求に係る個人情報の保有の有無について

(1) 県の代理人から請求人あて送付された文書について

ア 請求人は、「〇〇市長の公金流用事件」に関して、県の代理人から請求人あて送付された文書（以下「代理人文書」という。）について、「群馬県知事が請求内容に関する〇〇市長の公金流用の事件に関する情報を取得しており、また、資料の作成をしている証拠である」として、審査請求書に添付しており、代理人文書に記載されている情報が本件請求に係る個人情報として特定されるべきであったとの主張と読み取れる部分がある。

イ 代理人文書に関し、実施機関は、代理人弁護士が一般論としての説明を述べて現時点での見解であることを強調しており、県として請求者の主張に対応しないと意思決定したのではなく、代理人も前提となる事実関係が変わることによって県の対応が変わり得ることを明記しているため、代理人文書は「県が対応しない理由」が記載されているものに該当しないとしている。

また、請求人も反論書においては、代理人文書について、「群馬県が介護保険法に違反する理由」が記載されているだけであるとして、代理人文書は「県が対応しない理由」が記載されているものに該当しないとしている。

ウ 審議会では代理人文書を見分したところ、代理人文書には、「本件に関しては…刑事処罰を求めるか否かは貴殿がお決めになるべき問題であり、群馬県が刑事告発することはありません。」、「貴殿が違法な介護保険請求であると主張されている〇〇の請求については〇〇市において検討する問題であって、群馬県がその判断に働き掛けることは基本的にありません。」及び「貴殿と〇〇市との間で住民監査請求が係属中と承知しており…このような状況で群馬県が〇〇市に対して働きかけることはありません。」との記載があることが認められ、これらはいずれも、請求人が県に対応を求める「〇〇市長の公金流用事件」に対して「群馬県が対応しない理由が分かる情報」に該当すると解するのが相当である。

エ 以上のことから、本件請求にかかる個人情報に該当するものとして、代理人文書の県が保有する写しである本件公文書に記録された個人情報を保有していると認められるので、これを対象として改めて開示決定等をすべきであると判断した。

(2) その他の文書について

ア 実施機関は、介護保険法に関する不正等が行われているなどの通報に対しては、通常業務の一環として受け付けており、その内容に応じて対応が決まるものであり、対応しない場合であっても、対応しないという意思決定を明

示的に行うことはほとんどなく、今回の請求人からの主張についても、現時点で最終的に対応しないと的意思決定を行っているわけではないことから、対応しない理由を記載した文書は作成されていないと説明する。

イ また、実施機関は、介護保険法第5条第2項は一般的な事項を定めたのであって、個別の事項について何らかの助言指導をすることができることを決めたものではなく、〇〇には〇〇市が許認可と指導監督権限を持っており、県とすると、告発をするような事実関係を把握する権限はない旨も説明する。

ウ 以上の実施機関の説明を踏まえれば、本件公文書の外に本件請求に係る個人情報記録された文書を保有していないとする実施機関の説明に特段不自然、不合理な点はなく、また、これを覆すに足る事情も認められない。

(3) 請求人のその他の主張について

請求人は、その他種々主張するが、いずれも審議会の上記判断を左右するものではない。

3 本件処分の妥当性について

以上のことから、本件請求に係る個人情報について保有していないとして不存在とした実施機関の決定については取り消し、本件公文書に記載された個人情報を本件開示請求に係る個人情報として特定し、改めて開示決定等をすべきであると判断した。

4 結論

以上のことから、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

第6 審査の経過

当審議会の処理経過は、以下のとおりである。

審議会の処理経過

| 年 月 日 | 内 容 |
|---------------------------|----------------|
| 平成30年 2月27日 | 諮問 |
| 平成30年 3月14日 (第79回 審議会) | 審議 (本件事案の概要説明) |
| 平成30年 3月20日 (第80回 審議会) | 審議 (実施機関の口頭説明) |
| 平成30年12月26日 | 答申 |